

決議案第二号

定期バス運行確保に関する決議

七月三十一日 決定、おろし、

昭和四十七年七月十七日

右の決議案を別紙のとおり提出する。
おろし、税金もあつたが、
おろし、危険を生み出してはどうか
か？



提出者 三朝町議会議員 鈴木昭夫

賛成者 同 小椋般展

同 同 中村一雄

同 同 政門正

同 同 津村時雄

昭和四十七年七月拾七日 原案可決

三朝町議会議長 牧田禎

定期バス運行確保に関する決議

本町奥部における人口の過疎化およびマイカー化現象等による定期バス事業の窮状は、年々顕著となりつつある。

そのため、日ノ丸自動車株式会社においては、すでに一部路線の合理化を断行し、さらに近くは第二次合理化案として引き続き一部路線の休、廃止を予定している。

しかし、これが実現されると公益上および住民福祉上大きな不安と不便など重大な影響をもたらすこととなる。

鳥取県過疎バス対策協議会では、さきにバス運行の円滑化に関する中間報告を行ない、その解決方策を示唆したところであるので、国および県においては、これらをもとにして速やかに諸般の善処策を確立し、住民の足の確保と民生の安定に格段の努力を払われるよう強く要望する。

右決議する。

昭和四十七年七月十七日

鳥取県東伯郡三朝町議会